令和６年２月６日

関係者各位

更生会社　株式会社プロルート丸光
管 財 人　弁護士　山　本　幸　治

大阪本店敷地の賃貸借契約に関するお知らせ

拝　啓

時下益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

株式会社プロルート丸光（以下「当社」といいます。）は、令和６年１月５日に大阪地方裁判所より更生手続開始決定を受け、裁判所及び調査委員の監督の下、皆様のご理解・ご協力を頂きながら事業を継続しております。

この度、当社の事業拠点の１つであり、その敷地を第三者（賃貸人）から賃借しております大阪本店（大阪市中央区北久宝寺町２丁目６番８号所在）に関して、裁判所の許可を得て、賃貸人との間で新たに土地賃貸借契約を締結して、引き続き当社が同土地を使用することを合意しましたので、その旨、お知らせいたします。

当社は、全社一丸となって、引き続き再建に向けて邁進して参りますので、今後とも本更生手続に対するご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬　具